

短期入所利用料金

令和7年4月1日改正

(1) 短期入所療養介護費

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、利用される部屋及び負担割合証によって短期入所療養介護費が異なります。以下は、1日当たりの自己負担額です。（2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。）

介護度	部屋	多床室（基本型）	従来型個室（基本型）	ユニット型個室（基本型）
		1割負担の場合	1割負担の場合	1割負担の場合
要介護1		830円/日	753円/日	836円/日
要介護2		880円/日	801円/日	883円/日
要介護3		944円/日	864円/日	948円/日
要介護4		997円/日	918円/日	1,003円/日
要介護5		1,052円/日	971円/日	1,056円/日

介護度	部屋	多床室（強化型）	従来型個室（強化型）	ユニット型個室（強化型）
		1割負担の場合	1割負担の場合	1割負担の場合
要介護1		902円/日	819円/日	906円/日
要介護2		979円/日	893円/日	983円/日
要介護3		1,044円/日	958円/日	1,048円/日
要介護4		1,102円/日	1,017円/日	1,106円/日
要介護5		1,161円/日	1,074円/日	1,165円/日

※施設は、運営状況により「基本型」の場合と「強化型」の場合がありますので、事前にご確認ください。

(2) 居住費及び食費

段階	部屋	多床室	従来型個室	ユニット型個室	食費
第1段階		0円/日	550円/日	880円/日	300円/日
第2段階		430円/日	550円/日	880円/日	600円/日
第3段階①		430円/日	1,370円/日	1,370円/日	1,000円/日
第3段階②		430円/日	1,370円/日	1,370円/日	1,300円/日
第4段階		437円/日	1,728円/日	2,066円/日	1,650円/日

※利用者の居住費・食費の段階の基準

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額80万円以下の方
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額80万円を越えて120万円以下の方
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額120万円を越える方
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯課税の方

1日3食の食費の内訳は、朝食（450円）、昼食（700円）、夕食（500円）ですので、入退所日及び外出等により1日3食とられない場合は、食された料金のみお支払いいただきます。

なお、負担限度額認定を受けている場合は、各段階の上限額以上にお支払いいただくことはありません。

(3) 加算料金（2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。）

項目	1割負担	概要
夜勤職員の配置加算	24円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置している場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	利用者ごとの個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき実施。
認知症・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を行った場合に7日を限度に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症利用者の受入れ。
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画に位置づけられていない緊急利用者を受け入れた場合に加算されます。
重度療養管理加算	120円/日	要介護度4又は5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者を受け入れた場合に加算されます。
送迎加算（片道）	184円/回	送迎を実施した場合に加算されます。
療養食加算	8円/回	医師の食事せんに基づき腎臓病食や糖尿病食等の提供を行った場合に1食あたりにつき加算されます。
緊急時治療管理加算	518円/日	利用者の様態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合に加算されます。
総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的とした利用者に対して、診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行った場合に加算されます。
口腔連携強化加算	50円/月	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51円/日	「在宅復帰・在宅療養支援機能指標」等チェック表において算定した数が40以上の場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円/日	「在宅復帰・在宅療養支援機能指標」等チェック表において算定した数が70以上の場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	介護職員のうち介護福祉士が80%以上、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円/月	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている。かつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。かつ、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている。かつ、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。かつ、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。かつ、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行

		った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算		{(介護サービス費と加算料金の合計額) × 75 ÷ 1,000} 円/月

(4) その他の費用

項目	利用者負担金額	概要
テレビ利用料	1,000円/月	テレビ1点につき。
管理料	500円/月	冷蔵庫等の電気製品1点につき。
日用品費	200円/日	石けん、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の費用であり、施設で用意する物を利用される場合にお支払い頂きます。
洗濯代	実費と 100円/ネット	私物の洗濯を依頼された場合にお支払い頂きます。加えて洗濯物の仕分け等に係る費用として取り次ぎ料を頂きます。
特別な食事	実費	通常の食事に加えて食事サービスが必要な場合にお支払い頂きます。
理容・美容代	実費	施設に出入りの業者に調髪を依頼された場合にお支払い頂きます。
教養娯楽費	実費	クラブやレクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料及び遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意する物を利用頂く場合はお支払い頂きます。
行事費	実費	お茶会やドライブ、観劇等の費用や講師を招いて実施する各教室の費用で、参加された場合にお支払い頂きます。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種に係る費用で希望された場合や、その他必要な検診にかかる費用をお支払い頂きます。
死亡診断書	5,000円	利用者の希望によって使用される診断書等の文書の発行費。尚、その際に掛かる検査等の費用につきましては、別途お支払い頂きます。
診断書等の文書発行費	3,000円	

介護予防短期入所利用料金

令和7年4月1日改正

(1) 介護予防短期入所療養介護費

介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度、利用される部屋及び負担割合証によって介護予防短期入所療養介護費が異なります。以下は、1日当たりの自己負担額です。

(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

介護度	部屋	多床室(基本型)	従来型個室(基本型)	ユニット型個室(基本型)
		1割負担の場合	1割負担の場合	1割負担の場合
要支援1		613円/日	579円/日	624円/日
要支援2		774円/日	726円/日	789円/日

介護度	部屋	多床室（強化型）	従来型個室（強化型）	ユニット型個室（強化型）
		1割負担の場合	1割負担の場合	1割負担の場合
要支援1		672円/日	632円/日	680円/日
要支援2		834円/日	778円/日	846円/日

※施設は、運営状況により「基本型」の場合と「強化型」の場合がありますので、事前にご確認ください。

(2) 居住費及び食費

段階	部屋	多床室	従来型個室	ユニット型個室	食費
第1段階		0円/日	550円/日	880円/日	300円/日
第2段階		430円/日	550円/日	880円/日	600円/日
第3段階①		430円/日	1,370円/日	1,370円/日	1,000円/日
第3段階②		430円/日	1,370円/日	1,370円/日	1,300円/日
第4段階		437円/日	1,728円/日	2,066円/日	1,650円/日

※利用者の居住費・食費の段階の基準

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給されている方
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額80万円以下の方
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額80万円を越えて120万円以下の方
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金収入額等の合計が年額120万円を越える方
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税世帯課税の方

1日3食の食費の内訳は、朝食（450円）、昼食（700円）、夕食（500円）ですので、入退所日及び外出等により1日3食とられない場合は、食された料金のみお支払いいただきます。

なお、負担限度額認定を受けている場合は、各段階の上限額以上にお支払いいただくことはありません。

(3) 加算料金

項目	1割負担	概要
夜勤職員の配置加算	24円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置している場合に加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	利用者ごとの個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき実施。
認知症・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を行った場合に7日を限度に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症利用者の受入れ。

送迎加算（片道）	184円/回	送迎を実施した場合に加算されます。
療養食加算	8円/回	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食等の提供を行った場合に1食あたりにつき加算されます。
緊急時治療管理加算	518円/日	利用者の様態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合に加算されます。
総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的とした利用者に対して、診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行った場合に加算されます。
口腔連携強化加算	50円/月	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51円/日	「在宅復帰・在宅療養支援機能指標」等チェック表において算定した数が40以上の場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51円/日	「在宅復帰・在宅療養支援機能指標」等チェック表において算定した数が70以上の場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日	介護職員のうち介護福祉士が80%以上、もしくは勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円/月	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている。かつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。かつ、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている。かつ、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。かつ、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。かつ、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算	{(介護サービス費と加算料金の合計額) × 75 ÷ 1,000} 円/月	

(4) その他の費用

項目	利用者負担金額	概要
テレビ利用料	1,000円/月	テレビ1点につき。
管理料	500円/月	冷蔵庫等の電気製品1点につき。
日用品費	200円/日	石けん、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオル、おしぼり等の費用であり、施設で用意する物を利用される場合にお支払い頂きます。
洗濯代	実費と 100円/ネット	私物の洗濯を依頼された場合にお支払い頂きます。加えて洗濯物の仕分け等に係る費用として取り次ぎ料を頂きます。
特別な食事	実費	通常の食事に加えて食事サービスが必要な場合にお支払い頂きます。
理容・美容代	実費	施設に出入りの業者に調髪を依頼された場合にお支払い頂きます。

教養娯楽費	実費	クラブやレクリエーションで使用する折り紙、粘土等の材料及び遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意する物を利用頂く場合はお支払い頂きます。
行事費	実費	お茶会やドライブ、観劇等の費用や講師を招いて実施する各教室の費用で、参加された場合にお支払い頂きます。
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種に係る費用で希望された場合や、その他必要な検診にかかる費用をお支払い頂きます。
死亡診断書	5,000円	利用者の希望によって使用される診断書等の文書の発行費。尚、その際に掛かる検査等の費用につきましては、別途お支払い頂きます。
診断書等の文書発行費	3,000円	